

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年8月7日
【事業年度】	第119期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)
【会社名】	株式会社御園座
【英訳名】	Misonoza Theatrical Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 栄胤
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄一丁目6番14号
【電話番号】	(052)222-8202(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田口 幹夫
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄一丁目6番14号
【電話番号】	(052)222-8202(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田口 幹夫
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月29日に提出いたしました第119期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

～ <省略>

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、以下について株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる旨定款に定めております。

自己の株式を取得することができる旨

(機動的な経営を遂行するため)

～ <省略>

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項及び理由

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(訂正後)

～ <省略>

株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項及び理由

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

～ <省略>

株主総会の特別決議要件 <削除>

株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項及び理由 <削除>